

確認結果票作成にあたっての解説(香川県広域水道企業団)

設計図書及び再生資源利用の促進に関する法律に基づき、建設工事の受注者は建設資材を搬入又は、建設副産物を搬出する工事の場合、次の項目を記載し必要書類を作成して下さい。

※「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組について、資源有効利用促進法省令の改正に伴い変更することとしました。

<再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること>

(1) 再生資源利用（促進）計画書

ア) 建設工事の受注者は、建設資材の利用量及び建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず、**すべての工事**について**本計画書を作成**して下さい。

イ) また、**建設発生土を搬出する場合**には、以下の項目を確認し「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以下、**確認結果票**）**を作成**して下さい。

STEP1 発注者が行った土壌汚染対策法等の手續状況の確認（3 ページ参照）

STEP2 搬出先が盛土規制法や造成行為に関する条例の許可地等であるなどの適正であることの確認

その結果を記載した 確認結果票 は、再生資源利用促進計画書に添付すること。

(2) 施工計画書に添付する書類

ア) **再生資源利用計画書**

イ) **再生資源利用促進計画書（確認結果票含む）**

ウ) **建設廃棄物処理委託契約書の写し**

エ) **産業廃棄物収集運搬業（又は処分業）許可証写し**

廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分それぞれについて「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを委託契約締結後速やかに提出する必要があるため、契約を締結している場合は施工計画書に添付して提出して下さい。

（注 1）提出時に委託契約が締結していない場合は締結後でもよい。

（注 2）建設廃棄物処理委託契約書の写し および 産業廃棄物収集運搬業（又は処分業）許可証写し については、施工計画書または施工体制台帳のどちらかに添付していれば可とする。

<記載例・様式集 掲載場所 >

企業団HP>組織で探す>本部 財産契約課>入札・契約制度(建設工事、測量・コンサル等)各種様式集>6. 施工・監督・検査 の欄に掲載しています。

- ・再生資源利用〔促進〕計画様式（現場揭示様式を含む）

- ・再生資源利用〔実施書〕の作成要領 R7.6

- ・建設発生土の搬出先計画制度（外部リンク：国交省 HP）

別添 2 確認結果票作成にあたっての解説（様式を含む） R7.3 版

- ・受注者用）確認結果票作成にあたっての解説 R7.6

- ・確認結果票・土対法確認フロー様式 R7.6

(3) 工事現場掲示書類・・・工事現場の公衆の見えやすい場所に掲示して下さい。

ア) 再生資源利用計画書

イ) 再生資源利用促進計画書（確認結果票含む）

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞

(1) 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に受領書の交付を求めてください。

500m³以上の建設発生土を搬出する工事において、搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、以下の事項を記載した「土砂受領書 又は 土砂搬出及び受領証明書」（以下、**受領書**）の交付を求め、搬出先が本計画書と一致することを確認すること。

・土砂搬出及び受領証明書：搬出元と搬出先が同一の者である場合に使用

受領書記載内容

- a.搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地
- b.搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- c.搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地
- d.建設発生土の搬出量
- e.建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

(2) 受領書の保存

受領書の**保存期間**は、工事完成日から **5年間**を経過する日までとする。

(3) 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞

(1) 本計画書の実施状況を記録し、保存してください。

ア) **受注者は、本計画書の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて、工事完成日から5年を経過する日まで保存してください。**

イ) 発注者から請求があったときは、本計画書の実施状況を発注者に報告してください。

(2) 建設発生土の最終搬出先の記録を作成し、保存してください。

ア) 受注者は建設発生土が本計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに最終搬出先まで確認した書類を作成し、5年間保存してください。

（参考）計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面

イ) ただし、a～dに搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要です。

- a 国や地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- b 他の建設現場で利用する場合
- c スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- d 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

① 土壌汚染対策法等手続の確認フロー作成方法

受注者は、建設発生土を搬出する場合に限り、「土壌汚染対策法等手続の確認フロー」を確認または作成する必要があります。

STEP1 工事着手前の届出・調査の確認

以下のいずれかに該当するか？

- (1) 一定規模（原則 3,000 m²、(2) を除く工場等における土地では 900 m²)以上の土地の形質の変更
- (2) 工場等で土壌汚染の調査が猶予されている土地における 900 m²以上の土地の形質の変更

右図は、土地の形質の変更を行う工事の場合の記載例です。

企業団で土地の形質の変更を行う予定がある工事は、

→ のルートの通りとなります。

土地の形質の変更を行わない工事は、矢印の一部が

→ のルートの通りとなります。

受注者が、監督員に確認して作成して下さい。

該当する場合は、**Yes** されていない場合は **No** です。

STEP2 敷地内の区域状況・搬出届出の確認

土壌汚染対策法に基づく区域指定（要措置区域及び形質変更時用届出区域）が、なされている場所かどうかを確認して下さい。

確認場所

- ・香川県内（高松市を除く）香川県 HP 参照(R7.5.13 時点)

要措置区域…………… 1 件

形質変更時用届出区域…………… 3 7 件

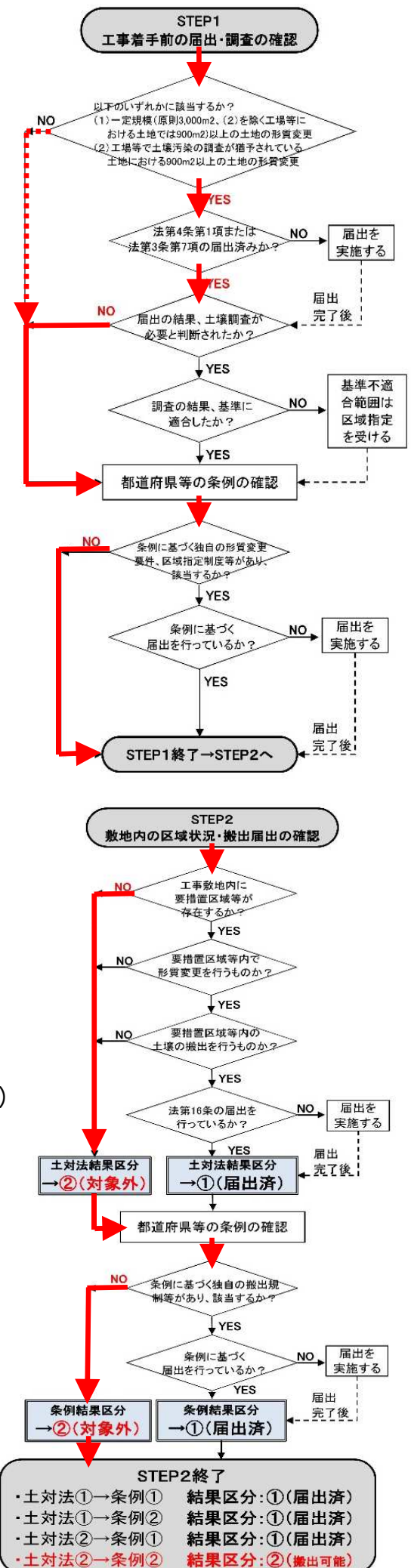
- ・高松市内 高松市 HP 参照(R7.3.21 時点)

要措置区域…………… 1 件

形質変更時用届出区域…………… 1 2 件

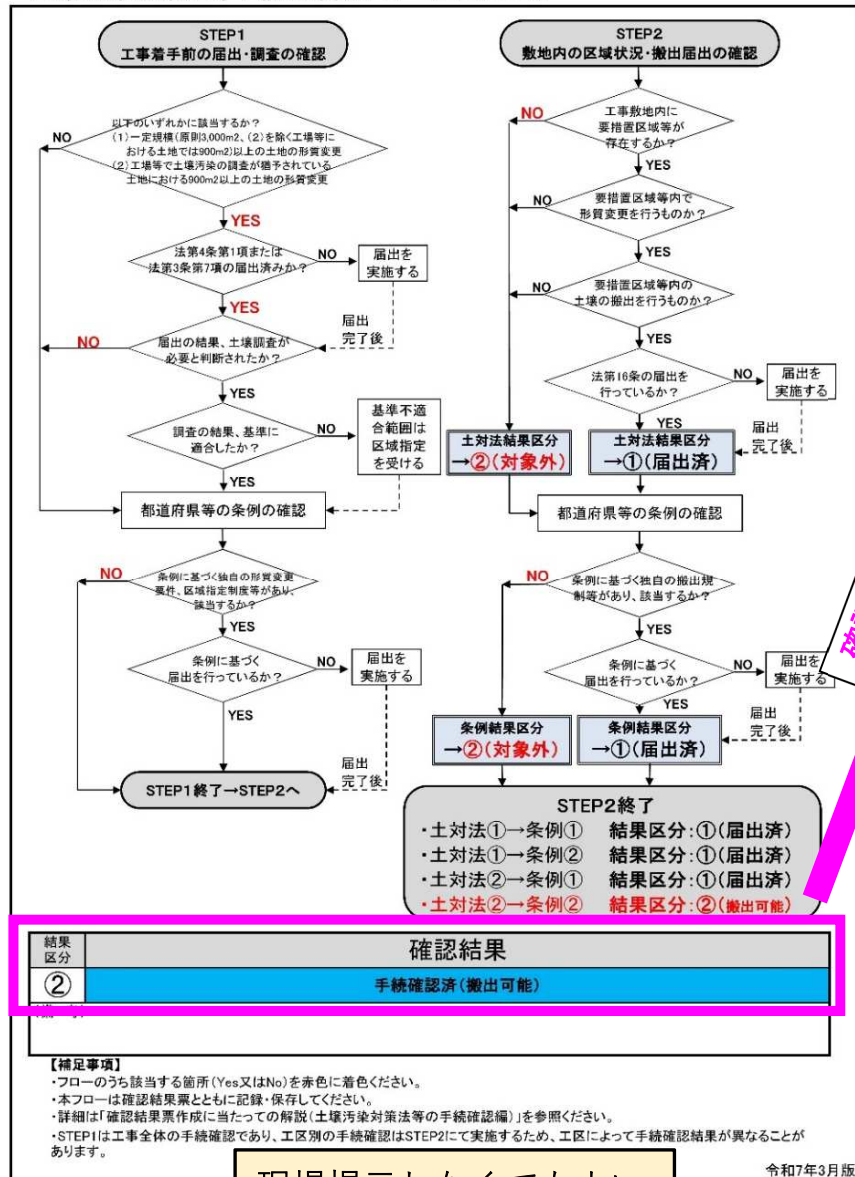
※香川県・高松市 HP から土壌汚染対策法で検索すると出てきます。

区域指定がされている場合は、**Yes** されていない場合は **No** です。



②再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 作成方法

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



現場掲示しなくてもよい

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	盛土規制法施行前		
元請建設工事事業者等	(株)○○○○○○○○○○		
作成・更新年月日	R7.4.1	工事責任者	○○ ○○

土砂の搬出に係る土壌汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	※1 搬出先名称	※2 確認結果	※3 詳細
工事間流用する場合			
例1	●●●●●●道路改良工事	規制未指定	[公共施設用地等]分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
指定処分地に搬出する場合			
例2	■●■●建設(株)	規制未指定	みどり条例事前協議済み
指定処分地に搬出する場合(指定処分地がストックヤード)			
例3	○○○開発(株)	規制未指定	国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
農地転用手続きを行っている場合			
例4	(有)□□商事	規制未指定	農地法第5条第1項の規定による許可(一時転用) 令和○年○月○日許可(香川県) ○○市農業委員会経由 ○農政第○○○○○号
他法令の許可等をもっている場合			
例5	●●●●●●採石場跡地	規制未指定	採石法第33条の採取計画認可 登録番号 香川県第0000000号

【解説1】

- ※1 搬出先名称：工事名や会社名(事業所名)を記入して下さい。
- ※2 確認結果：盛土規制法(香川県は未制定)の確認フローと土砂条例(香川県は未制定)の確認フローによる結果。
企業団発注工事では、「規制未制定」と記載して下さい。
- ※3 詳細：許可番号等。例1～5を参考に記載して下さい。

【解 説 2】

例 1 工事間流用する場合に使用して下さい。

例 2 搬出先が「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」以下「**みどり条例**」事前協議済箇所の場合は、「**みどり条例事前協議済み**」と記載して下さい。

事前協議済み箇所：建設発生土の企業団指定処分場は、「みどり条例」に基づき、土地開発行為の着手届出書が提出されています。

(R7.4.1 現在 22 事業所登録)

例 3 例 2 の中で搬出先が、国交省登録ストックヤードである場合に使用して下さい。

ストックヤード運営事業者登録簿に 2 業者 3 か所の登録があります。

(R7.5.22 現在)

例 4 香川県農地関係事務処理要領では、他法令の許認可等に関する書類を添付することとあります。また、農地法第 5 条第 1 項の許可に係る審査基準では、「みどり条例」との協議を了していることが許可基準となっているため、例 4 ※ 3 の詳細を参考に記載して下さい。

例 5 他法令の許可等をもらっている場合に使用して下さい。

盛土規制法と土砂条例（両方とも令和 7 年 1 0 月 1 日施行予定）施行後の記入例は、香川県と協議中であるため、後日お知らせいたします。

【留意事項】

- ・ 指定処分を変更する場合は、明確な理由を記載し打合せ簿で提出してください。
- ・ 建設発生土の処分先について「みどり条例」に基づき、土地開発行為の着手届出書が提出されていない場所については、

- ① 災害の防止を図るために法律により規制された区域
- ② 良好な自然環境の保全を図るために法律・条令により規制された区域
- ③ 災害を誘発する恐れのある区域
- ④ その他、第 3 者と紛争の生ずる恐れのある区域

以外であれば、合法性、安全性を有するものに限り使用できる指定処分を変更することができます。

現場揭示

再生資源利用促進計画書 現場揭示

–6–

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

現場掲示

工事名	盛土規制法施行前		
元請建設工事事業者等	(株)○○○○○○○○○○		
作成・更新年月日	R7.4.1	工事責任者	○○ ○○

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手續確認済(搬出可能)
工事区域	①	手續確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

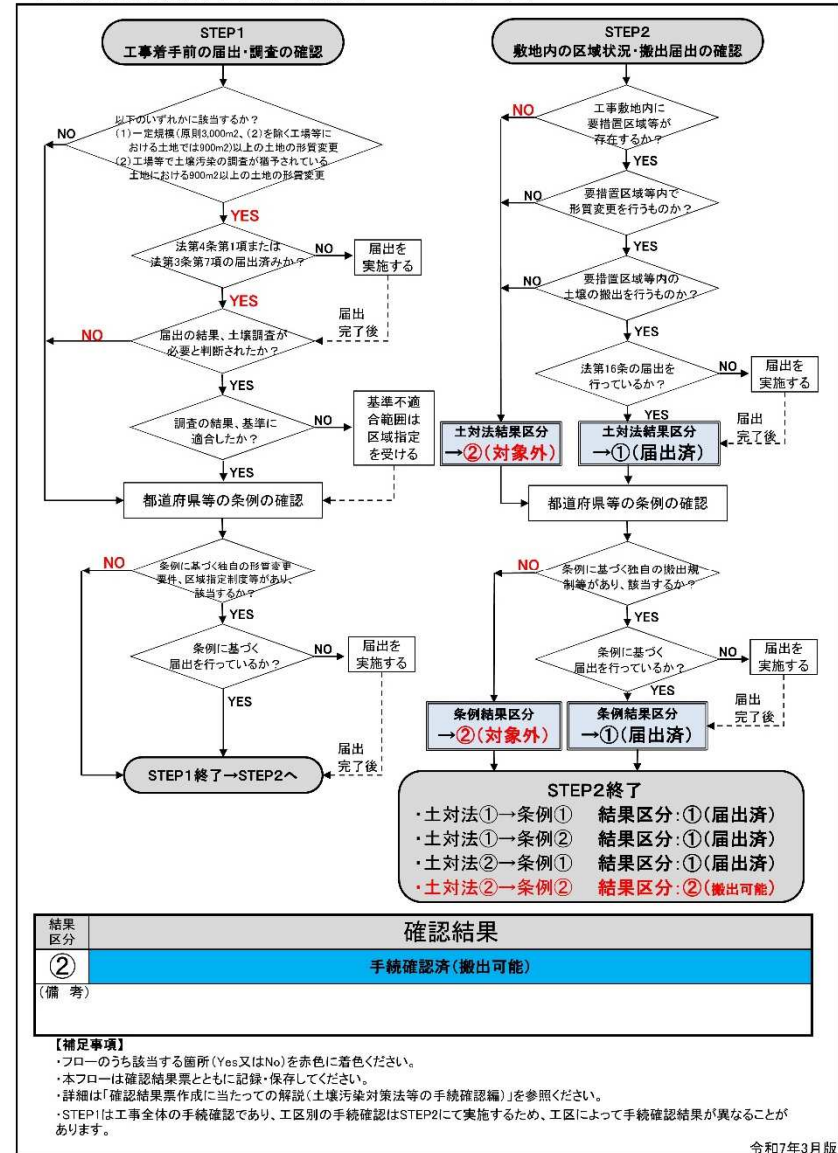
建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●●●●道路改良工事	規制未指定	[公共施設用地等]分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
2	■●●●建設(株)	規制未指定	みどり条例事前協議済み
3	○○○開発(株)	規制未指定	国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
4	(有)□□商事	規制未指定	農地法第5条第1項の規定による許可(一時転用) 令和○年○月○日許可(香川県) ○○市農業委員会経由 ○農政第○○○○○号
5	●●●●●●採石場跡地	規制未指定	採石法第33条の採取計画認可 登録番号 香川県第0000000号
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

令和7年6月版

現場掲示しなくてもよい

土壌汚染対策法等手續の確認フロー(●●工区)



令和7年3月版

(参考) 土砂受領書

(受領書記載例)		令和●年●月●日
(搬出元)		
●●●●●建設工事		
責任者(※) ●●●● 殿	(受領先)	
	■●■●■建設工事	
	責任者(※) ■●■●■	
土砂受領書		
受領先の名称及び所在地：■●■●■建設工事		
■●県■●市■●町■●丁目■番地■地内		
受領した管理者の商号：■●■●■建設(株)		
搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事		
●●県●●市●●町●●丁目●番地●地内		
土砂の搬出量	：盛土利用等 第1種建設発生土	●●●●m ³ (地山量)
	一時堆積 第1種建設発生土	●●●●m ³ (地山量)
搬入が完了した日	：令和●年●月●日	

※ 第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(参考) 土砂搬出及び受領証明書

(搬出証明書記載例)		令和●年●月●日
●●●●●建設工事		
責任者 ●●●●		
土砂搬出及び受領証明書		
受領先の名称及び所在地：■●■●■資材置き場		
■●県■●市■●町■●丁目■番地■		
受領した管理者の商号：●●●●●(株)		
搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事		
●●県●●市●●町●●丁目●番地●地内		
土砂の搬出量	：一時堆積 第2種建設発生土	●●●●m ³ (地山量)
搬入が完了した日	：令和●年●月●日	

(参考) 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面

(参考) 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面 (参考例)

本表は搬出先を示す記録であり、概数確認として搬出量を記載しているが搬出元と搬出先の土砂量は土砂の状態により必ずしも一致しないものである。

1次搬出情報											
搬出元（当該工事）					一次搬出先						
					2次搬出情報						
					二次搬出元						
名称	所在地	搬出量	搬出完了日	種別	名称	所在地	管理者名等	(参考)		二次搬出先	
								搬出量	搬出完了日	種別	
●●●●●●●工事	●●県●●市●●町●●	第1種建設発生土	10000m3(地山)	2023/6/1	その他	■■■ストックヤード	●●県■■市■■町■■	(株)■■■■■	2000m3(ほぐし)	2023/7/1	①
									5000m3(締固め)	2023/10/15	②
									1000m3(ほぐし)	2025/9/10	③
									1700m3(ほぐし)	2028/2/5	処分場
									300m3(ほぐし)	2026/5/30	その他

3次搬出情報										
3次搬出元					3次搬出先					
名称	所在地	管理者名等	(参考)		種別	名称	所在地	管理者名等		
			搬出量	搬出完了日						
●●県●●仮置き場	●●県●●市●●町●●	●●県●●事務所								
●●●河川改修工事	●●県■■市■■町■■	(株) ●●建設(元請)								
▲▲▲ストックヤード	●●県●●市▲▲町●●	(株) ▲▲▲▲								
●●●土砂処分場	●●県■■市●●町●●	(株) ●●●●								
■■■ストックヤード	●●県▲▲市▲▲町▲▲	(株) ■■■■	200m3(締固め)	2026/7/10	②	●●●新築工事	●●県●●市■■町▲▲	(株) ■■建設(元請)		
			100m3(ほぐし)	2027/5/30	処分場	●●●土砂処分場	●●県■■市●●町●●	(株) ●●●●		

【凡例】
搬出先の種別
①：国又は地方公共団体の管理する場所
②：他の工事現場での利用
③：登録ストックヤード
※ 処分場：土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
その他：上記以外

※ 本表整理における最終搬出先

注 4次以降の搬出がある場合には、随時記載欄を追加し記録